

## 船橋市保健所ダイケアクラブ指導員設置要領

### (目的)

第1条 この要領は、船橋市保健所ダイケアクラブ実施要綱（以下「実施要綱」という。）第7に規定するダイケアクラブ指導員（以下「指導員」という。）の設置に関し、必要な事項を定める。

### (委嘱)

第2条 市長は、次の各号に掲げるもの全てについて適任と認められた者を指導員として委嘱する。

- (1) 精神保健福祉士または保健師の資格を有する者
- (2) ダイケアクラブ実施の目的を十分に理解している者
- (3) 職務遂行に適した健康な心身状態の者

2 委嘱期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。ただし、期間の途中において委嘱するときはその残存期間とする。

### (定員)

第3条 指導員の定員は、原則として2名以内とする。

### (職務)

第4条 指導員の職務は、次に掲げる各号とする。

- (1) 参加者の相談に応じ、必要な指導助言を行うこと。
- (2) 市長が必要と認めた会議に参加すること。
- (3) その他、市長が必要と認めること。

### (報償)

第5条 指導員に対する報償費は、1日当たり9,800円（交通費含む）とする。

### (服務)

第6条 指導員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 指導員は、その職務の信用を傷つけ、又は不名誉となるような行為をしてはならない。

(公務災害補償)

第7条 指導員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかった場合においては、「議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例」(昭和42年船橋市条例第33号)に準じて補償する。

(委嘱の解除)

第8条 市長は、指導員が次の各号のいずれかに該当する場合は、指導員の委嘱を解除することができる。

- (1) 職務遂行に支障があり、またこれに堪えられないと認められる場合
- (2) 職務を怠り、または職務上の義務に違反した場合
- (3) 指導員たるにふさわしくない行為があった場合
- (4) 指導員が自己の都合により委嘱の解除を申し出た場合

(補則)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。